

Title	競争的資金制度における中間機関の機能
Author(s)	吉澤, 剛; 西村, 由希子; 田原, 敬一郎; 安藤, 二香
Citation	年次学術大会講演要旨集, 25: 476-477
Issue Date	2010-10-09
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/9341
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

競争的資金制度における中間機関の機能

○吉澤剛、西村由希子（東京大学）、田原敬一郎（未来工学研究所）、安藤二香（科学技術振興機構）

1. 背景

今後10年間程度を見通した5年間の科学技術政策を具体化するものとして現在策定が進められている第4期科学技術基本計画に向けた科学技術基本政策策定の基本方針（案）では「課題の解決に向けた科学・技術への国民の期待は高く、国としても取組を強化していくことが急務となっている」ことが認識されており、また、大学の知的財産マネジメント機関では市場や地域振興など限られた対象を超えて知財を公共的価値の創出に向けようとする事例が多いことが明らかになっている（西村 2008）。さらに、最近ではソーシャルビジネスに関わる社会起業家・NPOの活躍も目覚ましい。このように学術的・実践的知識を社会的・公共的価値の創出に結びつける動きは、近年ますます盛んになっている。その活動の一環として「社会問題を解決し、社会を円滑に運営するための技術」（堀井 2004）であるテクノロジーアセスメントなどの社会技術の発展も期待されている。ところが、大学の知財が公共的価値を創出している事例は限られている（西村 2009）、科学技術・イノベーション政策に社会科学的な知識が体系的に役立てられないことがない（吉澤・田原 2008）など、現状では知識を社会に反映させる仕組みが随所で十分でないことも明らかとなっている。加えて問題となるのは、社会的・公共的価値を認識して事業主体の有する知識にフィードバックするための体制がほとんど整っていないことである。たとえば安全・安心な社会とは何かについて人々や社会が顕在的・潜在的に何を求めているかを適切に把握しなければ、大学や公的研究機関で開発しているプライバシーやセキュリティなどに関する科学技術や法・社会制度に関する知識が役に立たなくなるおそれがある。反対に、ソーシャルビジネスに携わる社会起業家やNPOは自らの事業を社会的・公共的価値の創出に結びつける活動を自律的に展開している。ところがこうした組織では、これまでの経験や勘に基づく判断が多く、暗黙的な知識が明示化・普遍化されない事例が多いという。さらに日本では、社会起業家やNPOのみならず、大学や公的研究機関をはじめとする知識基盤組織では知識の属人性が高く、高い資質や能力を持った個人に頼ることが多いため、活動範囲を拡大したり、活動を持続しようとしたときに困難が生じる。長期にわたる問題の解決や社会構造・制度の変化を促すことも難しい。

2. 中間機関とは

知識と社会的・公共的価値を結びつける活動を事業主体が単独で行うことはしばしば難しく、資金配分機関、知財マネジメント機関、社会起業家・NPO支援団体等の中間機関による介入が期待される。ここで中間機関とは、特定の事業の支援を行う組織であり、事業のスポンサーおよび事業の実施主体から独立した組織を指すものとし、本研究では特に知識と社会的・公共的価値を結びつける活動を行う事業主体を支援する機関を扱う。結びつけるとは知識から社会的・公共的価値の創出を行うことと、社会的・公共的価値の把握から知識を生産することの両方を指す。民間企業を支援する中間機関（金融機関や企業支援センターなど）の機能は概ね経済的価値に基づいて定められるが、社会的・公共的価値は人によって大きく異なり、それを測る市場などの確固たる場がないため、知識と社会的・公共的価値を結ぶ中間機関に求められる業務や機能は非常に複雑であることが想定される。そのため、こうした中間機関の実態はこれまでにあまり把握されていない。NPOと寄付者・ボランティアなどの資源提供者との間を仲介し、両者の協働が進むようにコーディネートする機能を有する「インターメディアリ」については一部の研究（田中 2005, Howells 2006, Yusuf 2008）がある。しかし、資金配分機関や知財マネジメント機関についての調査研究では知識と社会的・公共的価値を結びつける事業主体のみに注目しているわけではなく、学術的価値や市場原理を規範とする組織とは大きく異なった機関の実態やあり方についての学術的な分析や議論に乏しい。

3. 競争的資金制度における中間機関

上記のような問題意識を踏まえ、本研究では、国の競争的資金制度を事例に、社会的課題の解決に向けた研究に対して、中間機関の果たす機能について見る。ただし、中間機関はそれ自体で成り立つものではなく、あくまでも研究プロジェクトを実施する機関（研究機関）ないし研究の開始・継続・中止・終了の決定を行う機関（意思決定機関）が果たす役割を補完・支援・代替するためにある。そこで、研究ではそれぞれの競争的資金制度において研究機関と意思決定機関の担いする役割を概観した後、その

分担のあり方について、いくつかの類型化を試みる。そして、類型に合わせて中間機関の現在果たしている機能と、果たしうる機能について議論する。競争的資金制度は平成 22 年度現在、委託費、補助金、運営費交付金等含めて、1 府 7 省で 39 制度ある。

現在のところ、研究機関、意思決定機関、中間機関に関わらず担いする機能を以下のように整理している。

- 社会的課題の調査分析
- 研究の与える社会的影響（ベネフィット・リスク）の予見・分析
- 研究予算の策定
- 研究の戦略策定（プログラムの設計・見直し）
- 研究資源（資金・人材・時間）の管理・配分
- 研究のマネジメント
- 研究にかかる事務（経理・庶務）
- 研究についての社会とのコミュニケーション（広報・アウトリーチ）
- 研究主体のネットワーク（人材交流・機関連携）の促進
- 研究主体の学習（相互学習・社会的学習）の促進
- 研究人材の育成
- 研究支援人材の育成
- 研究の評価（総括的・形成的）
- 研究活動継続のための計画

この機能についても何らかの軸によって整理分類する必要があるかもしれないが、その議論は本発表に委ねたい。

謝辞

本研究は科研費基盤 C「知識と社会的・公共的価値をつなぐ中間機関の機能」(22530395)として実施されているものである。

参考文献

- Howells, J. (2006) "Intermediation and the role of intermediaries in innovation", *Research Policy* 35: 715-728.
- Yusuf, S. (2008) "Intermediating knowledge exchange between universities and businesses", *Research Policy* 37: 1167-1174.
- 田中弥生 (2005)『NPO と社会をつなぐ—NPO を変える評価とインターメディアリ』東京大学出版会。
- 堀井秀之 (2004)『問題解決のための「社会技術」—分野を超えた知の協働』中央公論新社。
- 吉澤剛・田原敬一郎 (2008)「政策研究は科学技術政策の役に立っているのか—科学技術基本計画における知識利用に着目して」『研究・技術計画学会第 23 回年次学術大会講演要旨集』、220-223 頁所収。